

(様式第 2 号)

なにわの伝統野菜認証マーク使用申請書

年 月 日

大阪府知事 様

〇〇市町 様（市町村を經由して大阪府に申請する場合は連名とする。）

氏 名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

氏 名（連名申請が必要な場合に記載）

住 所

電話番号

なにわの伝統野菜認証要領の第 5 の 1 の規定に基づき、別紙のとおりなにわの伝統野菜認証マークの使用を申請します。

なお、認証マークの使用に際しては、なにわの伝統野菜認証要領を遵守します。

別紙

品目	ほ場の所在地 市 町 村 名	栽培面積 (a)	苗、種子の入手方法（当てはまるところに○）					
			府立環農水 総研より	自家 採種	種苗店 より	種苗店名	その他	備考

- 注：1. 団体申請の場合は、団体規約、名簿等の資料を添付すること。
2. 当申請の「ほ場の所在地市町村名」「栽培面積」「苗、種子の入手方法」を変更した場合は、実績報告で変更点を記載すること。
3. 連名申請は、経営所得安定対策事務に必要な場合で家族に限ります。
4. 苗、種子を種苗店から入手される場合は、種苗店名もご記入ください。また、その他（なにわの伝統野菜の苗や種子を一元的に管理し維持している地域の組織等）から入手される場合は、備考欄に入手先をご記入ください。
5. 難波葱については、（地独）環農水研の原種により増殖したものに限ります。
6. 海老芋については、旧南河内郡（ただし、富田林市、河内長野市、羽曳野市、河南町に限る）由来の唐の芋を種芋として栽培し、栽培過程においては複数回の土寄せをして湾曲させたものに限ります。
7. 河内れんこんについては、旧茨田郡（門真市（全域）、守口市（全域）、大阪市（一部）、枚方市（一部）、寝屋川市（一部）、大東市（一部））由来の親株を、同地域に定植したものに限ります。

経営所得安定対策制度の水田活用の直接支払交付金のなにわの伝統野菜の助成を受ける方は以下にレ印を記入してください。

☐ なにわの伝統野菜マーク使用申請書に記載された個人情報、経営所得安定対策事務に利用することに同意します。

難波葱、海老芋、河内れんこんの認証を受ける方は、以下について確認のうえ、レ印を記入してください。

☐ 上記注5（難波葱）、注6（海老芋）、注7（河内れんこん）の要件を満たしているため申請します。